

平成29年11月6日

## 乗合バス事業者に対して行政処分を行いました

広島運輸支局では、広島県のバス事業者である十番交通有限会社の本社営業所の乗合バスが無車検運行を行った旨、情報提供が寄せられたことから、同営業所に対して、平成29年3月23日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車(乗合バス)の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

- 行政処分年月日 : 平成29年10月24日(処分権者 中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男)
- 事業者名 : 十番交通有限会社(法人番号 2240002030606)  
住所 : 広島県三次市吉舎町大字吉舎695番地1  
代表者名 : 代表取締役 ありき よしふみ 有木 好文
- 処分対象営業所 : 本社営業所(広島県三次市吉舎町大字吉舎695番地1)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車(乗合バス)の使用停止 130日車  
(1両×130日間)  
停止期間 平成29年11月6日から平成30年3月15日まで
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 13点(累積点数:13点)

【参考】最近の車両停止処分状況(中国運輸局管内乗合バス関係) ※今回の処分を除く

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
6件	4件	3件	2件	2件

### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当者 : かたおか はらだ 片岡、原田

T E L : 082-228-3460

F A X : 082-228-3452

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者 : はしもと いわなり 橋本、岩成

T E L : 082-233-9167

F A X : 082-233-3508

【資料配付先】 JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ

【違反の内容】

1. 有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)  
(道路運送車両法第58条第1項)
2. 運行管理者に講習を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
3. 点呼の記録の記載事項に不備があった  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
4. 乗務等の記録の記載事項に不備があった  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
5. 乗務員台帳の記載事項等に不備があった  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)